

議案第1号

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する  
要綱の制定について

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年佐久市教育委員会告示  
第19号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 1月20日  
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 1月 日  
佐久市教育委員会

## 佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する要綱

### 【改正理由】

これは、佐久市文化振興推進企画委員会に専門的な指導や助言を行うため、顧問を設置することができるように所要の改正を行おうとするものであります。

## 佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱の一部を改正する要綱

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年佐久市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（顧問）

第7条 委員会に、専門的指導助言を行うため、顧問を置くことができる。

2 前項に規定する顧問は、教育委員会が委嘱する。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表

○佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成24年12月25日教委告示第19号）

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(顧問)<br/> <u>第7条</u> 委員会に、専門的指導助言を行うため、顧問を置くことができる。<br/> <u>2 前項に規定する顧問は、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(庶務)<br/> <u>第8条</u> 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。</p> <p>(その他)<br/> <u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> | <p>(庶務)<br/> <u>第7条</u> 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。</p> <p>(その他)<br/> <u>第8条</u> この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> |

57

附 則 (令和 年 月 日教育委員会告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行する。